

内閣参質一八八第二号

平成二十七年一月九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長山崎正昭殿

参議院議員浜田和幸君提出第四十七回衆議院議員総選挙の投票のトラブルに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員浜田和幸君提出第四十七回衆議院議員総選挙の投票のトラブルに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「本選挙で確認されている投票のトラブル件数」については、投票用紙の交付誤り等第四十七回衆議院議員総選挙における管理執行上問題となつた事項について、現在、各都道府県の選挙管理委員会に対し、報告を要請しているところである。

無効投票の数については、管理執行上の過誤が原因と考えられるものとその他のものとを区別して把握することは困難であり、また、投票用紙の交付誤り等の過誤があつても、それが直ちに無効投票に結び付くものとは限らないことから、管理執行上の過誤の結果としてどの程度の無効投票が生じたかをお答えすることは困難である。

一一について

選挙の適切な管理執行が図られるよう、一についてで述べた管理執行上問題となつた事項について、今後、各都道府県の選挙管理委員会から報告を受け、当該報告の内容を取りまとめた上で、各選挙管理委員

会間で情報の共有を図るとともに、事務の再点検や法令遵守の徹底等に取り組むよう各選挙管理委員会に助言してまいりたい。

### 三について

お尋ねの「回復措置」の内容が必ずしも明らかではないが、投票用紙が投票箱に投函された後に、いざ  
れの選挙人の投票であるかを特定することはできないことから、「投票が無効になつた有権者」を特定す  
ることを前提として、何らかの措置を講ずることは困難であると考えられる。